

## 第4期芽室町健康づくり計画の計画期間の延長について

### 1 現行の計画期間

- ・本町の計画期間は、第5期芽室町総合計画前期計画に合わせ、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの4年間の計画を策定。

※第5期芽室町総合計画前期計画に合わせて計画期間を策定しているが、本計画の推進にあたっては国の健康づくり計画「健康日本21(第二次)」の基本的な方向等を踏まえる必要がある。

#### ※【健康増進法】第八条第2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### 2 国の健康づくり計画「健康日本21(第二次)」の改正内容

「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(健康日本21(第二次))の一部改正

#### 【改正内容】

- ・「平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)まで」とされている健康日本21(第二次)の期間を1年間延長。
- 「平成25年度(2013年度)から令和5年度(2023年度)まで」とする。
- ・期間延長に伴う目標年度及び数値の変更は行わない。

#### 【趣旨】

- ・自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため医療費適正化計画、医療計画及び介護保険支援事業計画との期間を一致させるため、健康日本21(第二次)に続く時期プランの期間を一致させることを目的。

#### 【道】

- ・道健康増進計画「すこやか北海道21」【改訂版】の計画期間の1年間延長。  
平成25年度から令和5年度まで。

### 3 計画期間の延長

- ・国及び道の計画期間の延長を踏まえ、計画期間を1年間延長し、「令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで」とする。

現計画期間延長に伴う目標年度と数値目標は変更せず、令和5年度は、従前どおり設定している目標の達成に向けて取組を継続。

次期計画は、国の次期計画公表後に計画期間や数値目標を踏まえ、令和5年度に策定し、令和6年度から開始予定。